雫石町国民保護計画新旧対照表

令和6年2月

第1編 総則

 頁
 現
 計
 画
 修
 正
 案

 5
 第3章
 町の地理的、社会的特徴
 第3章
 町の地理的、社会的特徴

1 地理的特徵

(1) 位置·面積

雫石町は、県都盛岡市の西方約16kmに位置し、東西約24km、南北約40kmと南北に長い楕円形をしており、面積は609.01㎡である。岩手県内の市町村の中では比較的面積が大きく、避難手段などについて配慮する必要がある。

(2) 地勢·気候

岩手山をはじめ1,000m以上の山が連なり、これら山岳や高原が総面積の大部分を占めており標高300m以上が総面積の約80%に達している。この地形的な条件から、情報や避難路の途絶により集落の孤立が懸念される。

気候は、北と西が奥羽山系に囲まれているため低温低湿の気候を示し8月の平均気温は22.7℃(平成26年)と夏季は比較的冷涼である。4月下旬から10月上旬まで5ヶ月余りも快温帯が続くが、12月から3月までは雪に閉ざされる寒冷多雪気候である。この気象条件では、冬季間の寒さや積雪、避難路の凍結などが避難や救援に当たり大きな障害となることから、特別な配慮が必要となる。

2 社会的特徴

(1) 人口分布

雫石町の人口は、<u>平成27</u>年3月1日 現在で、17,527人で雫石地区8,225人、 御所地区3,174人、西山地区3,520人、 御明神地区2,608人と雫石地区に人口 の約47%集中している。

1 地理的特徵

(1) 位置·面積

雫石町は、県都盛岡市の西方約16kmに位置し、東西約24km、南北約40kmと南北に長い楕円形をしており、面積は608.82㎡である。岩手県内の市町村の中では比較的面積が大きく、避難手段などについて配慮する必要がある。

(2) 地勢·気候

岩手山をはじめ1,000m以上の山が連なり、これら山岳や高原が総面積の大部分を占めており標高300m以上が総面積の約80%に達している。この地形的な条件から、情報や避難路の途絶により集落の孤立が懸念される。

気候は、北と西が奥羽山系に囲まれているため盆地性の気候を呈し、温度変化が大きい。4月下旬から10月上旬まで5ヶ月余りも快温帯が続くが、12月から3月までは雪に閉ざされる寒冷多雪気候である。この気象条件では、冬季間の寒さや積雪、避難路の凍結などが避難や救援に当たり大きな障害となることから、特別な配慮が必要となる。

2 社会的特徵

(1) 人口分布

雫石町の人口は、<u>令和5</u>年<u>11</u>月<u>末</u>現在で、<u>15,335</u>人で雫石地区<u>7,674</u>人、御所地区<u>2,503</u>人、西山地区<u>3,026</u>人、御明神地区<u>2,132</u>人と雫石地区に人口の約50%が集中している。

(2)~(4) [略]	(2) ~ (4) [略]
修正		
理由	○ 所要の修正	

第2編 平時における備え

身 4 椭	現計画	修正案
	一	じ 止 亲
8	第1章 平時における組織・体制	第1章 平時における組織・体制
	の整備	の整備
	-> TE MU	
	-	4 [m/z]
	1 [略] 2 通信体制の整備等	1 [略] 2 通信体制の整備等
	(1)~(2) [略]	2 通信体制の整備等 (1)~(2) [略]
	(1) (2) [福] (3) 防災行政無線の整備	(1) (2) [MA]
	町は、武力攻撃事態等における迅速	
	な警報の伝達等に必要となる同報系	
	その他の防災行政無線の整備を図る	
	とともに、デジタル化を推進する。	
	3 [略]	3 [略]
修	正	
	□ ○ 防災行政無線をデジタル移行したこと 由	:に伴う修正
	p-1	

第2編 平時における備え

頁	現	計	画	

13

第2章 国民保護措置に関する平時からの備え

[略]

1~4 [略]

5 生活関連等施設の把握等

町は、町内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡体制を整備する。

また、町は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」(平成17年8月29日閣副 安危第364号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官通知)に基づき、 その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

【生活関連等施設及び危険物質等の種類及び所管省庁】

国民保護	<i>b</i> , II	++	正体少亡友	
法施行令	各号	施設等の種類	所管省庁名	
第 27 条	1号	発電所、変電所	経済産業省	
生活関連	2号	ガス工作物	経済産業省	
等施設	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省	
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省	
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省	
	6号	放送用無線設備	総務省	
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省	
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省	
	9号	ダム	国土交通省・農林水産省	
第 28 条	1号	危険物	総務省消防庁	
危険物質	2号	毒劇物(毒物及び劇物取締法)	厚生労働省	
等	3号	火薬類	経済産業省	
	4号	高圧ガス	経済産業省	
	5号	核燃料物質 (汚染物質を含む)	原子力規制委員会	
	6号	核原料物質	原子力規制委員会	
	7号	放射性同位元素 (汚染物質を含む)	原子力規制委員会	
	8号	毒劇薬(<u>薬事法</u>)	厚生労働省・農林水産省	
	9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省	
	10 号	生物剤、毒素	各省庁(主務大臣)	
	11 号	毒性物質	経済産業省	

修正

理

○ 上位計画の修正に伴う修正

第2編 平時における備え

頁	修	正	案	

13

第2章 国民保護措置に関する平時からの備え

[略]

1~4 [略]

5 生活関連等施設の把握等

町は、町内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡体制を整備する。

また、町は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」(平成17年8月29日閣副 安危第364号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官通知)に基づき、 その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

【生活関連等施設及び危険物質等の種類及び所管省庁】

国民保護	各号	施設等の種類	所管省庁名
法施行令			<i>2</i> , A A,
第 27 条	1号	発電所、変電所	経済産業省
生活関連	2号	ガス工作物	経済産業省
等施設	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省
	6号	放送用無線設備	総務省
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省
	9号	ダム	国土交通省・農林水産省
第 28 条	1号	危険物	総務省消防庁
危険物質	2号	毒劇物(毒物及び劇物取締法)	厚生労働省
等	3号	火薬類	経済産業省
	4号	高圧ガス	経済産業省
	5号	核燃料物質(汚染物質を含む)	原子力規制委員会
	6号	核原料物質	原子力規制委員会
	7号	放射性同位元素(汚染物質を含む)	原子力規制委員会
	8号	毒劇薬(<u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及</u>	厚生労働省・農林水産省
		び安全性の確保等に関する法律)	
	9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省
	10 号	生物剤、毒素	各省庁(主務大臣)
	11 号	毒性物質	経済産業省

修正理由

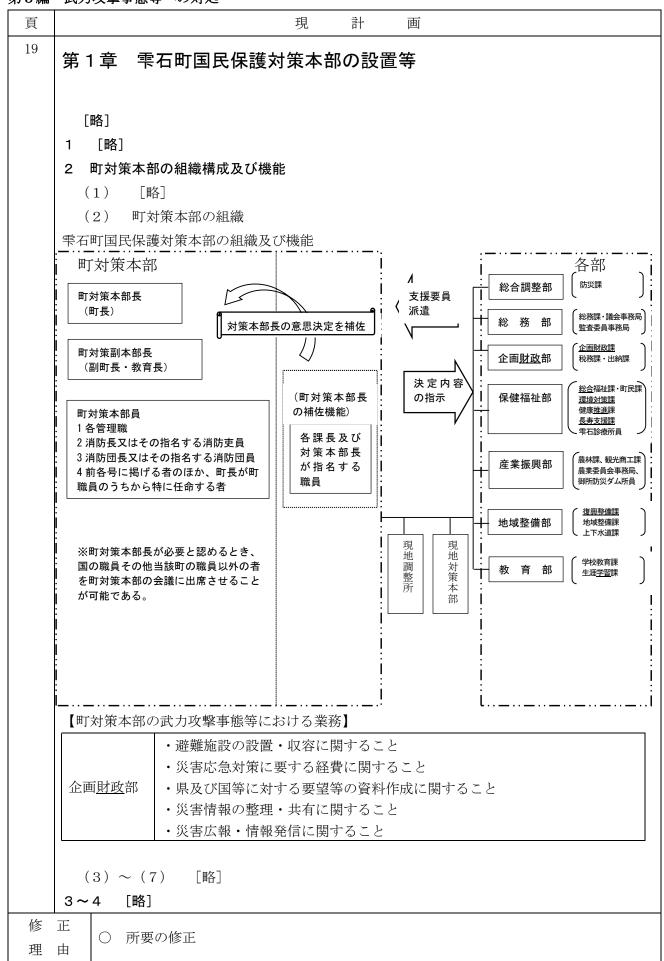
○ 上位計画の修正に伴う修正

第2編 平時における備え

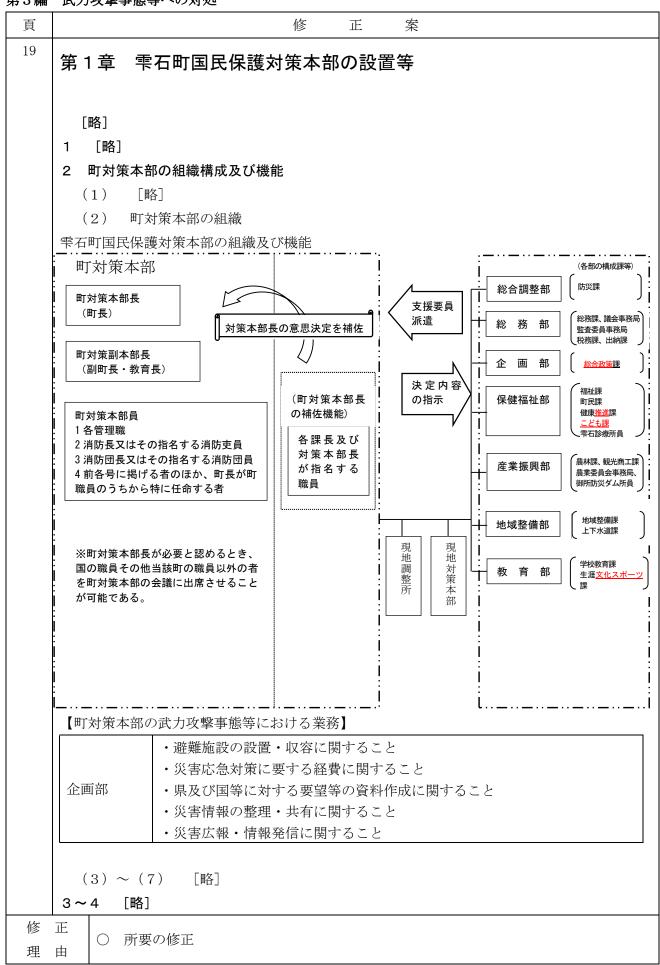
第2編	半時における傭え	
頁	現 計 画	修正案
16	第4章 国民保護に関する啓発・	第4章 国民保護に関する啓発・
	訓練等	訓練等
	[略]	[略]
	1 [略]	1 [略]
	2 訓練	2 訓練
	(1) 町における訓練の実施	(1) 町における訓練の実施
	町は、近隣市町村、県、国等関係機	町は、近隣市町村、県、国等関係機
	関と共同するなどして、国民保護措置	関と共同するなどして、国民保護措置
	についての訓練を実施し、武力攻撃事	についての訓練を実施し、武力攻撃事
	態等における対応力の向上を図る。	態等における対応力の向上を図る。
	訓練の実施に当たっては、具体的な	訓練の実施に当たっては、具体的な
	事態を想定し、防災訓練におけるシナ	事態を想定し、防災訓練におけるシナ
	リオ作成等、既存のノウハウを活用す	リオ作成等、既存のノウハウを活用す
	るとともに、県警察等との連携 <u>を図</u>	るとともに、県警察等との連携 <u>によ</u>
	<u>5</u> .	る、NBC攻撃等により発生する武力
		攻撃災害への対応訓練、広域にわたる
		避難訓練等について、人口密集地を含
		む様々な場所や想定で行うとともに、
		実際に資機材や様々な情報伝達手段
		<u>を用いるなど実践的なものとするよ</u>
		<u>う努める</u> 。
	(2) ~ (3) [略]	$(2) \sim (3)$ [略]
修	正 ○ 上位計画の修正に伴う修正	
理	由	



第3編 武力攻撃事態等への対処



第3編 武力攻撃事態等への対処



第3編 武力攻撃事態等への対処

頁	現 計 画	修正案
49	第7章 情報の収集・提供	第7章 情報の収集・提供
	N. 7 111 110 00 100 100 100 100 100 100 10	
	1 [略]	1 [略]
	2 安否情報の収集・提供	2 安否情報の収集・提供
	$(1) \sim (2)$ [略]	$(1) \sim (2)$ [略]
	(3) 安否情報の収集・整理	(3) 安否情報の収集・整理
	町長は、避難所において安否情報の	町長は、避難所において安否情報の
	収集を行うほか、平時において把握し	収集を行うほか、平時において把握し
	ている町が管理する医療機関、諸学校	ている町が管理する医療機関、諸学校
	等からの情報収集、県警察への照会な	等からの情報収集、県警察への照会な
	どにより安否情報の収集を行う。	どにより安否情報の収集を行う。
	また、安否情報の収集は、避難所に	また、安否情報の収集は、避難所に
	おいて、避難住民から任意で収集した	おいて、避難住民から任意で収集した
	情報のほか、住民基本台帳、外国人登	情報のほか、住民基本台帳等、町が平
	<u>録原票</u> 等、町が平時において行政事務	時において行政事務の円滑な遂行の
	の円滑な遂行のために保有する情報	ために保有する情報等を活用して行
	等を活用して行う。	う。
	町長は、自ら収集した安否情報に	町長は、自ら収集した安否情報に
	ついて、できる限り重複を排除し、情	ついて、できる限り重複を排除し、情
	報の正確性の確保を図るよう努める。	報の正確性の確保を図るよう努める。
	この場合において、重複している情報	この場合において、重複している情報
	や必ずしも真偽が定かでない情報に	や必ずしも真偽が定かでない情報に
	ついても、その旨がわかるように整理	ついても、その旨がわかるように整理
	をしておく。	をしておく。
	(4) ~ (9) [略]	(4) ~ (9) [略]
修	正 ○ 上位計画の修正に伴う修正	
理	由	